

感染症病床の基準病床数について

○基準病床数について

感染症病床の基準病床数については、医療法施行規則第 30 条の 30 において
都道府県の区域ごとに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定を受けている特定感染症指定医療機関の感染症病床並びに同条第二項の規定に基づき都道府県知事の指定を受けている第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床の数を合算した数を基準として都道府県知事が定める数とされている。

そのため、本県では国通知に従い、全県を区域として、感染症法の規定に基づき厚生労働大臣の指定を受けている特定感染症指定医療機関の感染症病床並びに知事の指定を受けている第一種及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床の数について、配置基準を以下のとおりとしている。

- ・第一種感染症指定医療機関：都道府県の区域ごとに 1 か所、2 床
- ・第二種感染症指定医療機関：2 次医療圏ごとに 1 か所、その人口に応じ次の病床数
 - 30 万人未満：4 床
 - 30 万人以上 100 万人未満：6 床
 - 100 万人以上 200 万人未満：8 床
 - 200 万人以上 300 万人未満：10 床
 - 300 万人以上：12 床

基準病床数 72 床（令和 5 年 12 月末現在：第 8 次地域保健医療計画）

○各医療圏における基準病床数

特定感染症指定医療機関

基準病床数
2

第一種感染症指定医療機関

基準病床数
2

第二種感染症指定医療機関

医療圏	人口（人）	基準病床数
名古屋・尾張中部	2,494,926	10
海 部	322,057	6
尾 張 東 部	476,518	6
尾 張 西 部	509,319	6
尾 張 北 部	729,710	6
知 多 半 島	622,067	6
西 三 河 北 部	479,412	6
西 三 河 南 部 東	425,464	6
西 三 河 南 部 西	699,022	6
東 三 河 北 部	50,743	4
東 三 河 南 部	688,283	6
計	7,497,521	68

※人口は令和 4 年 10 月 1 日現在（「あいちの人口」愛知県県民文化局）